

●日本学術会議事務局内部組織規則

〔平成17年6月29日
日本学術会議事務局長決定〕

(総則)

第1条 日本学術会議事務局(以下「事務局」という。)の内部組織については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(係又は専門職)

第2条 事務局の企画課及び管理課に、別表1に定める係又は専門職を置き、その所掌事務は、同表に定めるとおりとする。

第3条 事務局に、別表2に定める参事官の職務を助ける専門職を置き、その所掌事務は、同表に定めるとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

2 日本学術会議事務局の係等の設置に関する規程(平成13年1月6日日本学術会議事務局長決定)は、廃止する。

附 則 (平成17年9月30日府総第536号)

この決定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日府日学第500号)

この決定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日府日学第483号)

この決定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日府日学第780号)

この決定は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成26年5月14日府日学第1194号)

この決定は、平成26年5月19日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日府日学第444号)

この決定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日府日学第410号)

この決定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日府日学第 412 号）
この決定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1
企画課

係	所 掌 事 務
総括係	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 2 政府からの諮問及び政府への答申並びに勧告及び提言事項に関すること。 3 政府に対し資料の提出、意見の開陳又は説明を求める事項に関すること。 4 事務局の機構に関すること。 5 職員の人事に関すること。 6 課の庶務に関すること。 7 第2号及び第3号に規定する事務に係る委員会に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本学術会議における審議課題の設定に関すること。 2 総合科学技術・イノベーション会議及び関係機関並びに学術研究団体等との連絡調整に関すること。 3 科学に関する重要事項の調査及び企画に関すること。
審査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 法令案その他公文書類の審査及び進達に関すること。 2 日本学術会議の保有する情報の公開に関すること。 3 日本学術会議の保有する個人情報の保護に関すること。 4 総会及び幹事会に関すること。
広報係	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関すること。 2 前号に規定する事務に係る委員会に関すること。
情報係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学術関係資料及び情報の収集、交換、整理並びに利用に関すること。 2 国立国会図書館支部日本学術会議図書館に関すること。 3 日本学術会議総会、幹事会、連合部会、部会及び委員会の審議資料の整理並びに保管に関すること。 4 文献の交換等に関すること。 5 庁舎内LANの管理等に関すること。 6 第1号及び第4号に規定する事務に係る委員会に関すること。
選考係	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本学術会議会員候補者及び日本学術会議連携会員候補者の選考に関すること。 2 日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦に関すること。 3 第1号に規定する事務に係る委員会に関すること。
地域連携 専門職	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域社会における学術の振興に関する事項の調査及び企画に関すること。

	2 前号に係る関係機関との連絡調整に関する事 3 前2号に規定する事務に係る委員会に関する事
--	---

管理課

係	所掌事務
総務係	1 機密に関する事。 2 官印及び公印に関する事（官署支出官印及び資金前渡官吏印を除く。） 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。 4 日本学術会議会員、日本学術会議連携会員及び委員会委員の人事に関する事。 5 課の庶務に関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
給与係	1 職員の給与に関する事。 2 職員給与、委員手当、会員手当、児童手当、諸謝金、外国人招へい旅費、招へい外国人滞在費等の支出負担行為に関する事。 3 所得税及び市町村民税等の徴収納付に関する事。 4 資金前渡官吏印の保管に関する事。 5 職員給与、委員手当、会員手当、児童手当、諸謝金、外国人招へい旅費、招へい外国人滞在費等の支給に関する事。 6 光熱水料の支払に関する事（出納係の所掌に属するものを除く。） 7 職員給与等の支給に関する証拠書類の編集、保管及びこれに伴う諸報告に関する事。 8 職員の福利厚生に関する事。
司計係	1 歳出予算の見積り及び要求に関する事。 2 支出負担行為計画及び支払計画の作成に関する事。 3 支出負担行為の確認に関する事。 4 歳出決算に係る諸報告に関する事。 5 会計の監査に関する事。 6 第1号、第2号及び第4号の事務に係る委員会に関する事。
出納係	1 旅費及び国際学術連合会議等分担金の支出負担行為に関する事。 2 支出の決定に関する事。 3 支出決定に関する証拠書類の編纂、保管及びこれに伴う諸報告に関する事。 4 官署支出官印の保管に関する事。 5 債権の管理に関する事。

	6 歳入予算に関すること。 7 歳入の徴収に関すること。 8 歳入決算に関する諸報告に関すること。 9 歳入に関する証拠書類の編纂、保管及びこれに伴う諸報告に関すること。
用度・管理係	1 物品の管理に関すること。 2 物品の売払い及び貸付けに関すること。 3 支出負担行為に関すること（給与係及び出納係の所掌に属するものを除く。）。 4 庁舎その他付帯設備の営繕に関すること。 5 庁舎の取締に関すること。 6 安全に関すること。 7 自動車の管理及び配車に関すること。

別表 2

参事官（審議第一担当）

専門職	所掌事務
審議専門職	1 主に第一部及び第二部に関係する下記の事務に関すること。 イ 科学に関する重要事項の審議に関すること（参事官（審議第二担当）及び審議調査第一専門職の所掌に属するものを除く。）。 ロ 部の事務の処理に関すること。 ハ 部会及び連合部会の開催並びに審議に関すること。 ニ 常置の委員会（企画課、審議第二担当参事官及び国際業務担当参事官の所掌に属するものを除く。）の会議の開催及び審議並びにその委員会の事務の処理に関すること。 2 参事官（審議第一担当）が特に命ぜられた臨時の委員会の会議の開催及び審議並びにその委員会の事務の処理に関すること。 3 前2号に関する関係機関との連絡調整に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。
審議調査第一専門職	1 常置の委員会の審議に係る調査に関すること（審議専門職及び審議調査第二専門職の所掌に属するものを除く。）。 2 臨時の委員会の審議に係る調査に関すること（審議専門職及び審議調査第二専門職の所掌に属するものを除く。）。
審議調査第二専門職	1 学術研究に関する制度及び体制等に係る事項の調査に関すること 2 日本学術会議が行った勧告、要望、声明、提言及び報告の

	<p>社会的な影響等についての調査に関すること。</p> <p>3 前2号に係る関係機関との連絡調整に関すること。</p>
--	---

参事官（審議第二担当）

専門職	所掌事務
審議専門職	<p>1 主に第三部に関係する下記の事務に関すること。</p> <p>イ 科学に関する重要事項の審議に関すること。</p> <p>ロ 部の事務の処理に関すること。</p> <p>ハ 部会及び連合部会の開催並びに審議に関すること。</p> <p>ニ 常置の委員会の会議の開催及び審議並びにその委員会の事務の処理に関すること。</p> <p>2 臨時の委員会の会議の開催及び審議並びにその委員会の事務の処理に関すること（審議第一担当参事官の所掌するものを除く）。</p> <p>3 前2号に関する関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。</p>

参事官（国際業務担当）

専門職	所掌事務
国際業務総括専門職	<p>1 参事官（国際業務担当）に関する事務の総括に関すること。</p> <p>2 学術関係国際会議代表派遣に関すること。</p> <p>3 国際学術団体への加入及び分担金に関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 前2号に係る委員会に関すること。</p> <p>5 その他参事官（国際業務担当）に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
国際調査専門職	<p>1 国際学術団体その他各国の学術研究団体及び研究機関の調査に関すること。</p> <p>2 各国の研究機関及び学術研究団体との連携並びに調整に関すること。</p> <p>3 来訪外国人科学者等の接遇に関すること。</p> <p>4 第1号及び第2号に係る委員会に関すること。</p>
国際交流専門職	<p>1 国際学術交流に関すること。</p> <p>2 前号に係る国際学術団体及び各国関係機関・団体との連絡に関すること。</p> <p>3 前2号の事務に係る委員会に関すること。</p>
国際会議専門職	<p>1 国際会議の開催等に関すること。</p> <p>2 前号に係る国際学術団体及び各国関係機関・団体との連絡に関すること。</p> <p>3 前2号の事務に係る委員会に関すること。</p>
国際協力	<p>1 国際科学協力への対応に関すること。</p>

<p>専門職</p>	<p>2 前号に係る国際学術団体及び各国関係機関・団体との連絡に関すること。</p> <p>3 前2号の事務に係る委員会に関すること。</p>
<p>国際企画調整専門職</p>	<p>1 国際学術活動の企画調整に関すること。</p> <p>2 前号に係る国際学術団体及び各国関係機関・団体との連絡に関すること。</p> <p>3 前2号の事務に係る委員会に関すること。</p>